

## 2026年（令和8年）第1回総会議事録

- 1 告示年月日 2026年（令和8年）1月16日（金）
- 2 通知年月日 2026年（令和8年）1月16日（金）
- 3 開催年月日 2026年（令和8年）1月30日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 大会議室
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第4号 非農地証明について
- 6 報告事項  
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員  
1番 佐藤 眞子    2番 土屋 智樹    3番 沖 賢二    4番 野田 幸男  
5番 寶諸 孝也    6番 佐藤 泰造                         8番 石井 洋子  
9番 岡本 卓也    10番 安原 理雄    11番 能宗 秀典    12番 下江 京子  
                         14番 須藤 薫雄    15番 谷本 耕造
- 8 欠席委員  
7番 小林 輝仁
- 9 その他の出席者  
0名
- 10 事務局出席職員等  
事務局長                      林 茂晃                      事務局調整員                      徳永 嘉則  
事務局                          和田 奈津美                      松永出張所                      花田 宏  
北部出張所                      藤井 勝俊                      神辺出張所                      板谷 浩司  
沼隈出張所                      須野田 康行                      以上 7名

1 1 議事内容  
午後 3 時 0 0 分

事務局長	定刻になりましたので、ただいまから 2026 年（令和 8 年）第 1 回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第 3 条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数 14 名のうち、出席委員 13 名、欠席委員 1 名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第 10 条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号 3 番 <small>おき けんじ</small> 沖 賢二委員と 議席番号 8 番 <small>いしい ようこ</small> 石井 洋子委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2026 年（令和 8 年）第 1 回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書（別冊）についてです。 まず、1 ページ 2 番を取下げです。 次に、2 ページ 8 番について、申請事由欄を「新規就農」から「経営規模拡大」に訂正です。 次に、3 ページ 13 番について、申請事由欄を「新規就農」から「所有権の取得」に訂正です。 次に、8 ページ 11 番について、備考欄に「賃借権」を追加です。 次に、9 ページ 1 番について、内海町字南側 口 3196-3 を削除です。

<p>事務局 (続き)</p>	<p>次に、12ページ8番と9番について、神辺町大字湯野字久貝尻 70-1 を削除です。</p> <p>次に、26ページ8番について、備考欄を「3ページ13番と関連」から「3ページ14番と関連」に訂正です。</p> <p>追加・訂正事項等は以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、1月23日の午前9時45分からの現地調査に続き、午前11時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号1件、合計2件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、山手町の受人が、愛知県一宮市の渡人から申請地の持分移転を受けるものです。受人の持分は、10分の9から全部となります。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、1月26日の13時からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中9名の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号1件、合計9件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から7番について報告します。</p> <p>3番は、津之郷町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>を拡大するものです。</p> <p>4番は、金江町の受人が、沼隈町の渡人から申請地に賃貸借権の設定をし、借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>5番は、大阪府寝屋川市の受人が、若松町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番は、草戸町の受人が、水呑町の渡人から申請地に使用貸借権の設定をし、借り受け、新規就農するものです。</p> <p>7番は、内海町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 8番 石井</p>	<p>松永地区の審議内容について、報告します。</p> <p>松永地区では、1月26日の午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階 21会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名全員の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号1件、合計7件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8番と9番について報告します。</p> <p>8番は、本郷町の受人が、同町の渡人から農地を譲り受けて経営規模を拡大し、野菜及び果樹を栽培する計画です。</p> <p>9番は本郷町の受人が、今津町六丁目の渡人から贈与を受けて、水稻を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、1月26日の午前11時30分から関係者により現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階 302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名全員の出席により、議案第1号6件、議案第2号2件、議案第3号3件、議案第4号3件、合計14件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の10番から15番について報告します。</p> <p>10番は、5ページ4番、9ページ3番と関連案件です。明王台三丁目に住む受人が、加茂町百谷の渡人から母屋周辺の土地建物を譲り受けようとするもので、この農地では季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>11番は、加茂町下加茂の受人が、加茂町北山の渡人から申請地を譲り受けて、ブドウやイチゴを栽培し、新規就農するものです。</p> <p>12番は、瀬戸町山北の受人が、駅家町法成寺の渡人から申請地を譲り受け、柚、プルーン等を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>13番は、駅家町江良の受人が、同町の渡人から申請地を、贈与により譲り受けるものです。現在、使用貸借権により借り受けていますが、所有権を取得して、継続して季節野菜を栽培するものです。</p> <p>14番は、26ページ8番と関連案件で、大橋342-1の申請地は18条6項の合意解約により、大橋341-1と併せて同町の受人へ譲り渡すものです。受人は、水稻作付し経営規模を拡大するものです。</p> <p>15番は、駅家町大橋の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受けて、イチゴを栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 14番 須藤</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、1月26日の午前9時から現地調査を行い、午前10時から神辺支所2階 21会議室において、地区協議会員7名全員の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号1件、合計</p>

<p>委員 14番 須藤 (続き)</p>	<p>6件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の16番と17番について報告します。</p> <p>16番は、申請地の川北の田1,535㎡について、川北の渡人から、御幸町の受人が5年間の使用貸借権を設定して借り受け、畑として耕作し、野菜を栽培して新規就農するものです。</p> <p>17番は、申請地の下竹田の田2筆計865㎡、畑1筆1,104㎡、合計1,969㎡について、下竹田の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、水稻と野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>

議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、松永町の申請人が、申請地を事務所1棟、駐車場及び資材置場に整備するものです。場所は、沼隈体育館より南東に300メートルです。</p> <p>既に転用が完了していることについては、顛末書により整理されています。現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 8 番 石井	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番について報告します。</p> <p>2番は、松永町三丁目の申請人が、申請地に近隣住民用の貸露天駐車場を設置するものです。場所は、柳津小学校から北東へ約300メートルのところです。すでに土地を駐車場として使用していたということで、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10 番 安原	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番及び4番について報告します。</p> <p>3番は、芦田町上有地で自動車販売店を営む転用者が、新たに部品取り車両置場が必要になったため、申請地に露天資材置場を設けるものです。場所は、有磨小学校の南に約1.2キロメートルの所です。</p> <p>4番は、追認案件です。2ページ10番、9ページ3番と関連案件です。この申請地は昭和50年頃、国道182号線の新設工事で発生した土砂を、</p>

<p>委員 10番 安原 (続き)</p>	<p>工事事業者に依頼して無断で造成工事をし、自宅への進入路と駐車場を整備したものです。よって、顛末書の提出を受けております。この追認許可後、明王台三丁目の受人に譲り渡すものです。場所は北匠町の北1.5キロメートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 14番 須藤</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5番について報告します。</p> <p>5番は、湯野の申請人が所有する湯野の畑85㎡について、隣地の既存住宅を建替える際の併用地として利用するものです。なお、現地は隣地の住宅の敷地内で駐車場として利用していたため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の「5番」は、JR湯野駅から約160メートル以内に存在するため、第3種農地として判断されます。</p> <p>その他の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。</p>

議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、曙町の法人が、日吉台の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は、東部市民センターの南に約400メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番及び3番について報告します。</p> <p>2番及び3番は関連案件であり、両申請地を一体的に利用する計画です。</p> <p>2番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、貸露天駐車場として利用するものです。</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>3番は、熊野町の受人が、鞆町の渡人から申請地を譲り受け、貸露天駐車場として利用するものです。転用許可後は、近隣住民に無償で貸し出す予定です。なお、既に転用が完了していることについては、顛末書により整理されています。場所は、熊野小学校から東へ約600メートルの位置です。</p> <p>現地調査の結果、周辺の営農条件に支障を生じるおそれはないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 8番 石井</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から6番について報告します。</p> <p>4番は、本郷町の受人が、同町の渡人と使用貸借権を設定して、農家住宅を建築するものです。場所は、<sup>ながそうだ</sup>長草田池から西へ約430メートルのところ です。</p> <p>5番は、今津町の法人が、本郷町の渡人と使用貸借権を設定して、許可日から2027年3月31日まで、露天駐車場として使用するものです。期間終了後は現況に復元する計画です。場所は、長草田池から北へ約100メートルのところ です。</p> <p>6番は、尾道市向島町の受人が、大阪府茨木市の渡人と賃借権を設定し、露天資材置場を設置するものです。場所は、高西南公園から北へ約430メートルのところ です。</p> <p>本件は、2023年12月に当該法人から相談を受けた際に、6番の土地を含む3筆を無許可で転用していたことが判明したため、是正を指導していたものです。このうち2筆を2024年に追認許可していましたが、残りの1筆については、土地所有者との話し合いが遅れたため、今回の申請となったものです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないため、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安♡</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7番から9番について報告します。</p> <p>7番は、加茂町北山で建設残土処分事業を営む法人が、申請地に運搬車両や建設残土の一時的な待機場所を整備する計画です。場所は、北匠町の北5.5キロメートルの所です。</p> <p>8番は、追認案件です。倉敷市の渡人の離れ家が申請農地にはみ出して建築している部分について、整理し、旧宅周辺の全ての土地建物を西深津町の受人に譲り渡すものです。なお、このことについては、渡人から顛末書の提出を受けています。場所は、網引小学校の北900メートルの所です。</p> <p>9番は、鉄工業を営む新市町相方の法人が、業務拡張で鉄骨資材や鉄クズの保管場所を確保するため、谷あいにある申請地を取得転用するものです。なお、利用する東側の道路については、相方財産区の所管であるため、新市支所庶務担当から承諾を得ています。場所は、芦田中学校の北1.7キロメートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 14番 須藤</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の10番と11番について報告します。</p> <p>10番は、申請地の上御領の田398㎡について、御幸町の渡人から、上御領の法人が譲り受けて、事業用の露天駐車場として利用するものです。</p> <p>11番は、申請地の下御領の田857㎡について、下御領の渡人から、同地区の法人が賃借権を設定して借り受けて、事業用の露天駐車場として利用するものです。</p> <p>なお、10番については、農振農用地区域内の農地であるため、農振除外の手続き中です。</p> <p>また、11番の申請地については、既に露天駐車場として利用していたため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野 田	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、平成8年以前から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となりました。場所は、内海支所より南東に約1,500メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明</p>

	<p>妥当と判断しました。</p> <p>なお、1番は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 8 番 石 井	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番について報告します。</p> <p>2番は、金江町の申請人が、昭和60年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し山林となったものです。場所は、金江小学校から東へ約670メートルないし約1200メートルのところ です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安 原	<p>議案第4号「非農地証明について」の3番から5番について報告します。</p> <p>3番は、2ページ10番、5ページ4番と関連案件です。平成7年頃から耕作放棄していたところ、竹笹や雑木等が繁茂し原野となったものです。場所は、北匠町の北1，500メートルの所です。</p> <p>4番は、平成10年1月に相続し、耕作放棄していたところ、竹林が繁茂し、山林となったものです。場所は、旧服部小学校の北3，000メートルの所です。</p> <p>5番は、平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、旧服部小学校の西1，700メートルの周辺です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、4番及び5番の申請地は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>

委員 14番 須藤	<p>議案第4号「非農地証明について」の6番について報告します。</p> <p>6番は、川北の申請人が、申請地である川北の畑1筆105㎡について、昭和40年頃から住宅の庭として利用し、現在に至っています。</p> <p>現地調査を行いました。農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議長	<p>次に、「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の11ページから17ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、24件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、18ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び19ページから24ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。4条5件、5条28件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>決で受理しました。</p> <p>次に、25ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が8件ありました。</p> <p>次に、27ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から3件、広島地方裁判所福山支部から1件、合計4件の照会があり、調査の結果、全ての案件について、農地性がないことを確認いたしました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長により専決処分しました。</p> <p>最後に、28ページから29ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、7件を受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2026年（令和8年）第1回福山市農業委員会総会を終了します。皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして総会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>

午後3時30分閉会